

私どもアクアリンクス株式会社は投資助言業務を関東財務局長（金商）第2282号の認可のもとに行なっています。

お申込みの際は以下の書面をよくお読み頂き、内容にご承諾頂いた上で行ってください。お申込み頂いた場合は、本規約にご承諾頂いたものとみなさせていただきます。

投資顧問（助言）契約締結前交付書面

【この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです】

この書面をよくお読みください

（この書面は、「投資顧問契約」を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、契約締結前にご確認下さい。）

当社の概要

- ・ 商 号 : アクアリンクス株式会社（金融商品取引業者）
関東財務局長（金商）第2282号
- ・ 住 所 : 〒134-0088 東京都江戸川区西葛西五丁目1番11号
- ・ 主な事業 : 投資助言業
- ・ 設立年月日 : 平成21年6月9日
- ・ 連絡先 : TEL 03-5605-1731
E-Mail : aqua@aqua-inter.com
- ・ 主要株主 : 宇野浩二 大竹勇基

- ・ 役員の氏名 :

役職名	氏名
代表取締役社長	宇野浩二
取締役	大竹勇基

投資顧問（助言）契約に係る金融商品取引契約の概要

- ・ 分析者・投資判断者 : 宇野浩二（代表取締役社長） 大竹勇基（取締役管理部長）
- ・ 助言者 : 宇野浩二（代表取締役社長） 大竹勇基（取締役管理部長）
- ・ 加盟団体等について(加入している金融商品取引業者協会、認定投資者保護団体) : 該当なし。
- ・ 禁止事項 :

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取媒介、取次ぎ又は代理
 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・ 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・ 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ② 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

・ 租税の概要 :

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

・ 投資顧問契約の概要

【助言対象有価証券の範囲】

金融商品取引法第2条第1項第9号、及び第10号に規定する有価証券

【会員種別】

当社会員はスペシャル版レポート会員（6ヶ月コース：1年コース）、プライベート会員、プラチナ会員及びスポット会員（新春お年玉号等）とします。

A. スペシャル版レポート会員：6ヶ月コース（定額型会員）

イ) 契約期間は約6ヶ月（26回配信）です。

ロ) 助言方法並びにその回数

毎週1回（年末・年始及び休祭日除く）ごとに、東京株式市場に対する見通し及び当社の独自分析により抽出した1～数個別銘柄を紹介銘柄としてEメールにより通知します。

「スペシャル版」の通知頻度は月4回程度、約半年で計26回となります。個別のご相談には応じません。

B. スペシャル版レポート会員：1年コース（定額型会員）

イ) 契約期間は約1年（52回配信）です。

ロ) 助言方法並びにその回数

毎週1回（年末・年始及び休祭日除く）ごとに、東京株式市場に対する見通し及び当社の独自分析により抽出した1～数個別銘柄を紹介銘柄としてEメールにより通知します。

「スペシャル版」の通知頻度は月4回程度、約1年で計52回となります。個別のご相談には応じません。

C. プライベート会員（定額型会員）

イ) 契約期間は1年です。

ロ) 助言方法並びにその回数

毎週1回(年末・年始及び休祭日除く)ごとに、東京株式市場に対する見通し及び当社の独自分析により抽出した1~数個別銘柄を紹介銘柄としてEメールにより通知します。

通知頻度は月4回程度かつ年48回程度となります。

Eメールによる「プライベート・レポート」と「スペシャル版」の配信期間は契約スタート日より1年間(契約終了日まで)とします。

保有銘柄・紹介銘柄の動向予測について電話もしくは電子媒体により、助言を行います。

D. プラチナ会員(成功報酬型会員)

イ) 契約期間は1ヶ年です。

ロ) 助言方法並びにその回数

毎週1回(年末・年始及び休祭日除く)ごとに、東京株式市場に対する見通し及び当社の独自分析により抽出した1~数個別銘柄を紹介銘柄としてEメールにより通知します。

通知頻度は月4回程度かつ年48回程度となります。

Eメールによる「プライベート・レポート」と「スペシャル版」の配信期間は契約スタート日より1年間(契約終了日まで)とします。

当社独自の投資判断に基づき、紹介銘柄の「売買指示」を電話もしくは電子媒体にて行います。

E. スポット会員 新春お年玉号 定額型会員

イ) 新年1月1日にスポットにて1回だけの配信です。

ロ) 助言方法並びにその回数

東京株式市場に対する見通し及び当社の独自分析により抽出した十数銘柄を紹介銘柄として電子媒体にて通知します。通知は1月1日の1回限りであり、個別のご相談には応じません。

【報酬体系】

・報酬を会員別に定める

A. スペシャル版レポート会員: 6ヶ月コース(26回配信)

基本契約料は16,200円(税込)とします。

成功報酬料は頂きません。契約更新(継続)を頂いた場合、

2回目からは基本契約料を12,960円(税込)とします。

B. スペシャル版レポート会員：1年コース（52回配信）

基本契約料は29,160円(税込)とします。

成功報酬料は頂きません。契約更新（継続）を頂いた場合、
2回目からは基本契約料を21,600円(税込)とします。

C. プライベート会員（定額型会員）

基本契約料は年162,000円(税込)とします。

成功報酬料は頂きません。

契約更新（継続）を頂いた場合、2回目からは基本契約料を
年151,200円(税込)とします。

D. プラチナ会員（成功報酬型会員）

基本契約料は年210,000円(税込)とします。

基本契約料の他に、成功報酬料を頂きます。

E. スポット会員 新春お年玉号

基本契約料は1回の配信で33,000円(税込み)とします。

成功報酬は頂きません。

・有価証券等に係るリスク：

投資助言契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおり
です。

① 株式

株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあり
ます。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する
外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失う
ことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務
状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を
来たし、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、
投資元本を割り込むことがあります。

② デリバティブ取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

【契約の解除について】

① クーリング・オフ期間内の契約解除（10日以内の契約の解除）

「契約締結時の書面」（金融商品取引法第37条の4に定める書面）を受け取った日から起算して10日以内に当社宛てに書面を送付することにより、次の通り契約を解除することが出来ます。契約の解除日は、お客様がその書面を送付した日となります。

・投資顧問契約に基づく情報提供（スペシャル版及び新春お年玉号の配信）を行っていない場合は、当社が受領済の利用料金は全てご返金致します。契約解除に伴う損害賠償、違約金は頂きません。

・投資顧問契約に基づく情報提供（スペシャル版の配信）を行っている場合は、情報提供料金（6カ月コース26回：1年コース52回、いずれかのご契約回数に対応する情報提供料金÷そのご契約回数×情報提供回数）をお支払い済みの金額から差し引いた額を返金いたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金は頂きません。

・1回限りの投資顧問契約に基づく情報提供（スポット会員新春お年玉号など）を行っている場合は、ご返金はできません。契約解除に伴う損害賠償、違約金は頂きません。

② クーリング・オフ期間経過後の契約解除

- A. スペシャル版レポート会員：6ヶ月コースの場合
クーリング・オフ期間経過後の中途退会はできません。
- B. スペシャル版レポート会員：1年コースの場合
クーリング・オフ期間経過後の中途退会はできません。
- C. プライベート会員の場合
クーリング・オフ期間経過後、契約を解除しようとする月の1ヶ月前までの書面による意思表示で契約解除できます。
尚、契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として月割り（月末締め）計算した額を頂きます。契約解除に伴う損害賠償、違約金は頂きません。
- D. プラチナ会員（成功報酬型会員）の場合
- ・基本契約料について
クーリング・オフ期間経過後、契約を解除しようとする月の1ヶ月前までの書面による意思表示で契約解除できます。
尚、契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として月割り（月末締め）計算した額を頂きます。契約解除に伴う損害賠償、違約金は頂きません。
 - ・成功報酬料について
契約期間満了日又は中途解約日に当社の指導銘柄の残存額（手持ち有価証券）がある場合については、契約期間満了日又は中途解約日の大引け値で時価評価し、成功報酬を清算させて頂きます。
計算方法は売買差損益の算出に準じます。契約満了日に最終損失が生じた場合、以前に生じた成功報酬との相殺は行いません。
- E. スポット会員 新春お年玉号の場合
クーリング・オフ期間経過後の中途退会はできません。

・投資顧問契約の終了の事由：

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間契約後において、お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。）
- ③ 当社が、投資助言葉を廃業したとき

・苦情処理措置について

当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、下記のとおりです。

・苦情等の受付窓口

アクアリンクス株式会社 業務部

〒134-0088

東京都江戸川区西葛西5丁目1番11号

Tel 03-5605-1731 Fax 050-3405-6307

E-mail aqua@aqua-inter.com

営業時間 9:00～18:00

また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- イ) お客様からの苦情等の受付
- ロ) 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ハ) 解決案のご提示・解決

・紛争解決措置について

当社は、顧客との紛争の解決にあたっては、東京弁護士会の設置・運営する東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会の設置・運営する第一東京弁護士会仲裁センターおよび第二東京弁護士会の設置・運営する第二東京弁護士会仲裁センターを紛争解決措置として利用し、各センターが行うあっせん・仲裁手続きに従って、その解決に努めます。

当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、下記の連絡先にお申出下さい。

東京弁護士会 紛争解決センター Tel 03-3581-0031
第一東京弁護士会 仲裁センター Tel 03-3595-8588
第二東京弁護士会 仲裁センター Tel 03-3581-2249